

## 子ども医療費の支給対象を拡大します

平成23年4月1日から、子ども医療費の通院支給対象年齢を、これまでの「中学校就学前」から「中学校卒業」までに拡大します。

【現行】

入院：中学校卒業まで  
通院：中学校就学前まで

【平成23年4月1日から】

入院・通院：中学校卒業まで

これに伴う受給資格証の取り扱いは次のとおりです。

- (1) 平成8年4月2日から平成11年4月1日までの間に生まれた方で、受給資格証のない方には、登録申請書を送付しますので（11月下旬予定）登録申請をしてください。
- (2) すでに「子ども医療費受給資格証」をお持ちの方は、改めて申請する必要はありません（加入保険、振込口座などの内容に変更がある場合はご連絡ください）。3月中に新しい受給者証を郵送します。
- (3) 申請に必要なもの
  - ①子ども医療費受給資格登録申請書
  - ②口座振替依頼書
  - ③保険証（子どもの名前が記載された保険証）
  - ④預金通帳（保護者名義のもの）
  - ⑤印鑑（朱肉を要するもの）

この制度を長く維持していくためには、受給者の皆さんが医療費を有効に使っていただくことが大切です。

- (1) 診療時間内に受診しましょう  
正規の診療時間内は医療スタッフがそろい、必要な検査が受けられます。できるだけ診療時間内に相談をしたり、受診したりするよう心掛けてください。
- (2) 埼玉県小児救急電話相談をご利用ください  
休日や夜間における小さいお子さんの急な病気（発熱、下痢、嘔吐など）に際し、家庭での対処法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。  
◆相談電話番号 ☎#8000  
※IP電話、ひかり電話、ダイヤル回線の場合  
☎048-833-7911 ☎048-833-7922  
◆相談時間  
【月～土曜日】午後7時～11時  
【日曜日、祝日、年末年始】午前9時～午後11時

▶問い合わせ 保険年金課医療担当（内線226・227）

1-51-508

65歳未満で年金額が108万円以上の方  
65歳以上で年金額が158万円以上の方

◆問い合わせ 熊谷年金事務所 ☎522

### 児童センター改修工事に伴う臨時休館のお知らせ

児童センター出入口のバリアフリー化やトイレの改修工事を行うため、次の期間は臨時休館となります。

○休館期間 11月15日（月）～12月10日（金）

休館中、子育て支援センター「はすのこ」は、「VIVAぎょうだ」内プレイルームで開室。なお、「コミュニティセンター」みずしろ（1・2階）は通常どおり利用できますが、2階トイレは11月15日（月）から27日（土）まで使用できません。

▼問い合わせ 子育て支援課子育て支援

担当（内線262）

### 埼玉県ひとり親家庭児童就学支度金支給制度

▼対象 父子家庭の父、母子家庭の母または父母のいない児童を養育している方で、平成23年4月に中学校へ就学する児童を扶養している市町村民税非課税世帯の方（生活保護受給世帯を除く）

▼支給額 1万円

▼申請方法 子育て支援課で配布している申請書に必要事項を記入し、振り込み金融機関が証明できるもの（通帳など）を持参のうえ、12月28日（火）までに

同課へ提出してください。※申請期日を過ぎると支給されませんのでご注意ください。

▼問い合わせ 同課子育て支援担当（内線292）または県子ども安全課総務・児童手当・母子福祉担当 ☎048-830-3337

### 生活機能検査の受診はお済みですか

市では、介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に、介護予防を目的とした行田市基本チェックリスト（生活機能低下チェック）を行っています。チェックリ

ストを提出した方の中で、生活機能に係るさらに詳しい検査が必要と認められた方には、すでに受診券を送付しています。受診期間は12月10日（金）までです。まだ検査がお済みでない方は早めに受診してください。なお、受診期限間近は込み合いますので、事前に実施医療機関へ予約をしてから受診してください。

▼問い合わせ 高齢者福祉課高齢福祉担当（内線278）

### 年金受給者の扶養親族等申告書は期限までに提出を

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています（障害年金・遺族年金は課税されません）。課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず同機構へ提出してください。この申告により、翌年中に受けられる年金に係る所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある方は、確定申告が必要です。

○平成23年度分「扶養親族等申告書」が送付される方

65歳未満で年金額が108万円以上の方  
65歳以上で年金額が158万円以上の方

◆問い合わせ 熊谷年金事務所 ☎522